

■ 福岡市動植物園における券売機及びキャッシュレス決済導入にかかる業務 評価項目表

資料 2

大項目	項目	評価内容	配点	大項目計	備考
① キャッシュレス決済対応券売機賃貸借	・機器の機能及び機器構成は、仕様書の内容を満たしたもののか。 ・職員や購入者にとって使いやすい機能を有しているか。		40	100	
	・保守と運用サポートは、仕様書の内容を満たしたもののか。 ・問い合わせ対応、機器故障時・トラブル発生時の対応、設置場所の拡大・変更時の対応など、運用サポートが優れているか。		60		
② キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託	・本業務の開始に向け、必要な作業項目及び効率的で実現可能なスケジュールが計画されているか。		20	90	
	・本契約の履行にあたり、継続的、円滑に実施するために必要となる事業者の体制になっているか。 ・本市と連絡および調整が速やかに行える体制となっているか。		30		
	・導入サポートと研修は、仕様書の内容を満たしたもののか。 ・研修内容は、職員が機器や操作方法を理解するために、効果的な提案となっているか。		40		
③ キャッシュレス決済指定納付受託業務	・仕様書の内容を満たしたもののか。 ・市民がキャッシュレス決済を利用する際のサービス向上につながる提案があるか。 ・売上の納付サイクル、納付方法、取扱手数料の支払方法等について、本市の事務作業負担が小さいか		50	50	
④ 情報セキュリティ	・個人情報や取引情報等が安全に管理されるか。 ・個人情報の保護方針などが適切に示されているか。 ・安定的にサービスが提供されるシステムか。 ・提案者やキャッシュレス決済事業者が、安全性等に関する認証等を取得しているか。		20	20	
⑤ 本事業に対する改善提案	・専門的な知識や技能を活かした提案がされているか。		10	10	
⑥ 同様もしくは類似する業務の実績	・十分な契約実績を有しているか。	民間施設、自治体窓口等での導入実績（+5）、10以上の窓口での一括導入実績（+5）	10	10	事務局採点
⑦ 見積額	・キャッシュレス決済対応券売機賃貸借に要する費用	賃貸借契約にかかる費用の合計（60か月分）（消費税及び地方消費税を含む。）について、下記の計算式で採点 （（上限価格-提案価格）/上限価格）×30（小数点以下切り捨て）	30	120	事務局採点
	・キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託に要する費用	業務委託契約にかかる費用の合計（消費税及び地方消費税を含む。）について、下記の計算式で採点 （（上限価格-提案価格）/上限価格）×30（小数点以下切り捨て）	30		事務局採点
	・キャッシュレス決済指定納付受託業務に要する費用（手数料以外に発生する月額の利用料等（初期費用は含む））	手数料以外に発生する月額の利用料等（初期費用を含む）の合計（消費税及び地方消費税を含む。）について、下記のとおり採点する 手数料以外に発生する月額の利用料等（初期費用を含む）の合計（消費税及び地方消費税を含む。）が、 250,000円以下の場合、30点 250,001円～300,000円の場合、20点 300,001円～339,900円の場合、10点 339,900円以上の場合、0点	30		事務局採点
	・キャッシュレス決済指定納付受託業務（取扱手数料率（%））	平均手数料率（消費税及び地方消費税は含まない）について、下記のとおり採点する。 平均手数料率（消費税及び地方消費税は含まない）が 0%～15.0%の場合は、30点 15.1%～30.0%の場合は、20点 30.1%～32.8%の場合は、10点 32.9%以上の場合は、0点とする	30		事務局採点
合 計			400	400	